

「シアナジン」、「シハロホップブチル」、「ブロマシル」及び「メタミトロン」の食品
安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評
価について

令和 7 年 8 月 5 日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬につ
いては、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評
価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬
の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見
に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法
律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を
依頼するものである。

食品健康影響評価を依頼する農薬の概要は、別添のとおりである。

シアナジン
シハロホップブチル
ブロマシル
メタミトロン

シアナジン

1. 今回の諮問の経緯

令和6年3月25日～3月27日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	シアナジン (Cyanazine)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	<p>トリアジン系の除草剤である。緑色植物の光合成を阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。</p> <p>(HRAC分類：5)</p>	
日本における登録状況	初回登録年	1983年
	登録農薬数	27
	適用作物	ばれいしょ、たまねぎ等
	使用方法	全面土壌散布
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	<p>豪州：豆類、ばれいしょ等</p> <p>ニュージーランド：豆類、たまねぎ等</p> <p>米国、カナダ、EU：基準なし</p>
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成24年 7月12日 農林水産大臣が食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成24年 7月18日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成28年10月11日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成29年 2月28日 食品健康影響評価結果を通知</p>	
	<p style="text-align: center;">ADI = 0.00053 mg/kg 体重/日</p> <p style="text-align: center;">ARfD = 0.045 mg/kg 体重</p>	

HRAC：除草抵抗性対策委員会

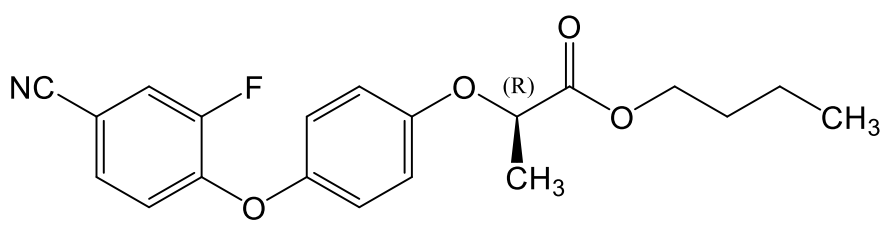
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シハロホップブチル

1. 今回の諮問の経緯

令和6年3月4日～3月27日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	シハロホップブチル (Cyhalofop-butyl)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	<p>アリルオキシフェノキシ系の除草剤である。植物中の酵素であるアセチルCoAカルボキシラーゼを阻害し、脂肪酸の生合成を阻害する。</p> <p>(HRAC分類：1)</p>	
日本における登録状況	初回登録年	1996年
	登録農薬数	26
	適用作物	水稲、稲（箱育苗）
	使用方法	湛水散布、無人航空機による散布、雑草茎葉散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：米 豪州：米、畜産物等 EU：グレープフルーツ、アーモンド等 カナダ、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

HRAC：除草抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ブロマシル

1. 今回の諮問の経緯

令和6年3月27日～3月29日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ブロマシル (Bromacil)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	ウラシル系の除草剤である。光合成のヒル反応を阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。 (HRAC分類：5)	
日本における登録状況	初回登録年	1965年
	登録農薬数	92
	適用作物	温州みかん、パイナップル
	使用方法	雑草茎葉散布、全面土壌散布
国際機関、海外の状況	JMPR	評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：かんきつ類、パイナップル 豪州：アスパラガス、かんきつ類等 カナダ、EU、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成25年 6月11日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成28年 5月17日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.019 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.2 mg/kg 体重</p>	

HRAC：除草抵抗性対策委員会

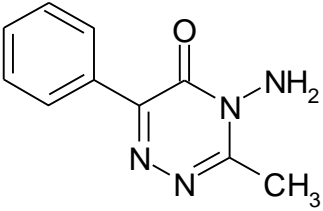
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メタミトロン

1. 今回の諮問の経緯

令和5年12月21日～12月25日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	メタミトロン (Metamitron)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	<p>トリアジン系の除草剤である。光合成の光化学系IIのヒル反応を阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。</p> <p>(HRAC分類：5)</p>	
日本における登録状況	初回登録年	2002年
	登録農薬数	4
	適用作物	てんさい
	使用方法	雑草茎葉散布、全面土壌散布、全面散布
国際機関、海外の状況	JMPR	評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：りんご、なし 豪州：仁果類、乳等 EU：りんご、なし等 ニュージーランド：りんご、なし カナダ：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成25年 3月12日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼	

HRAC：除草抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議